別表１（第２条関係）

○工作物の定義

|  |  |
| --- | --- |
| カーブミラー |  |
| カーポート | １０平方メートル以下のもの |
| 外灯 |  |
| 看板 | イベント等で臨時に設置のものは除く |
| 掲示板 |  |
| ゴミ箱 | イベント等で臨時に設置のものは除く |
| サイクルラック |  |
| サイン | 総合案内板、簡易総合案内板、道標、部局案内板、建物表示、道路標識 |
| 実験装置 |  |
| 倉庫 | １０平方メートル以下のもの |
| テーブル | イベント等で臨時に設置のものは除く |
| 電柱 |  |
| バリカー | 仮設Ａ型バリカー等も含む |
| フェンス・柵 |  |
| ベンチ | イベント等で臨時に設置のものは除く |
| モニュメント | 記念碑等も含む。設置年度、作者等を明確に表示されたもの |